

財務諸表に対する注記

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ①満期保有目的の債券等－償却原価法(定額法)
- ②上記以外の有価証券で時価のあるもの－決算日の市場価格に基づく時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ①建物、構築物、車両運搬具並びに器具及び備品－定額法
- ②リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

- ①退職給付引当金－法人の負担する京都府民間社会福祉施設共済制度掛金相当額を退職給付引当金に計上する。
- ②賞与引当金－当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。
ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

- ①独立行政法人 福祉医療機構
- ②一般財団法人 京都府民間社会福祉施設職員共済会

5. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の財務諸表(第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式)
- (2) 事業区分別内訳表(第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の2様式)
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)

なお、「居宅介護支援」は公益事業に該当するが幸生福祉会九十九園拠点区分と一体的に実施しているため、社会福祉事業の幸生福祉会九十九園拠点区分としている。

- (4) 公益事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)
- (5) 収益事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)
当法人は収益事業を実施していないため作成していない。

(6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

- ①幸生福祉会 九十九園(社会福祉事業)
本部、介護福祉、通所介護、短期入所生活介護、訪問介護、居宅介護支援
- ②幸生福祉会 九十九園ケアハウス(社会福祉事業)
ケアハウス
- ③幸生福祉会 九十九園診療所(公益事業)
診療所

6. 基本財産の増減の内容及び金額

財務諸表に対する注記

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	250,939,076			250,939,076
建物	716,719,578		30,843,144	685,876,434
合計	967,658,654		30,843,144	936,815,510

7. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

8. 担保に供している資産

担保している債務の種類および金額なし。

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
土地	250,939,076		250,939,076
建物	1,622,349,306	936,472,872	685,876,434
土地	35,000,000		35,000,000
建物	2,185,226	374,863	1,810,363
構築物	37,427,073	14,133,844	23,293,229
機械及び装置			
車輛運搬具	22,699,061	19,575,126	3,123,935
器具及び備品	132,118,620	116,796,695	15,321,925
権利	2,955,000	2,145,330	809,670
ソフトウェア	572,400	9,540	562,860
差入保証金	8,536,000		8,536,000
長期前払費用	1,326,000		1,326,000
車両リサイクル料	129,670		129,670
退職共済預け金	24,581,494		24,581,494
修繕積立資産	60,081,130		60,081,130
備品等購入積立資産	7,562,442		7,562,442
移行時特別積立資産	19,753,955		19,753,955
合計	2,228,216,453	1,089,508,270	1,138,708,183

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	61,820,903		61,820,903
合計	61,820,903		61,820,903

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益はなし。

(単位:円)

財務諸表に対する注記

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
合計			

12. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容はなし。

(単位:円)

種類	法人等の名称	住所	資産総額	事業の内容 又は職業	議決権の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員 の兼務等	事業上 の関係				

取引条件及び取引条件の決定方針等

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ①満期保有目的の債券等一償却原価法(定額法)
- ②上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物、構築物、車両運搬具、並びに器具及び備品一定額法
- ・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

- ①退職給付引当金一法人の負担する京都府民間社会福祉施設共済制度掛金相当額を退職給付引当金に計上する。
- ②賞与引当金一当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。
ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

2. 採用する退職給付制度

- ①独立行政法人 福祉医療機構
- ②一般財団法人 京都府民間社会福祉施設職員共済会

3. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分

当拠点区分において作成する財務諸表等は以下のとおりになっている。

- (1) 幸生福祉会九十九園拠点財務諸表(第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙4)
- (3) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3)

4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	168,129,181			168,129,181
建物	481,961,406		30,843,144	451,118,262
合計	650,090,587		30,843,144	619,247,443

5. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

6. 担保に供している資産

担保に供されている資産なし。

円

計

円

担保している債務の種類および金額なし。

円

計

円

財務諸表に対する注記

7. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益なし。

(単位:円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
合計			

8. 関連当事者との取引の内容

取引条件及び取引条件の決定方針等

9. 重要な偶発債務

該当なし

10. 重要な後発事象

該当なし

11. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ①満期保有目的の債券等一償却原価法(定額法)
- ②上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ①建物、構築物、車両運搬具、びに器具及び備品一定額法
- ②リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

①退職給付引当金一法人の負担する京都府民間社旗福祉施設共済制度掛金相当額を退職給付引当金に計上する。

②賞与引当金一当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。

ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

2. 採用する退職給付制度

①独立行政法人 福祉医療機構

②一般財団法人 京都府民間社会福祉施設職員共済会

3. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分

当拠点区分において作成する財務諸表等は以下のとおりになっている。

- (1) 幸生福祉会九十九園ケアハウス拠点財務諸表(第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙4)
- (3) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3)

4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	82,809,895			82,809,895
建物	234,758,172			234,758,172
合計	317,568,067			317,568,067

5. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

6. 担保に供している資産

担保に供されている資産なし。

円

計

円

担保している債務の種類および金額なし。

円

計

円

財務諸表に対する注記

7. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益なし。

(単位:円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
合計			

8. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容はなし。

(単位:円)

種類	法人等の名称	住所	資産総額	事業の内容又は職業	議決権の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員 の 兼務等	事業上 の 関係				

取引条件及び取引条件の決定方針等

9. 重要な偶発債務

該当なし

10. 重要な後発事象

該当なし

11. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
- ①満期保有目的の債券等一償却原価法(定額法)
 - ②上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ①建物、構築物、車両運搬具並びに器具及び備品一定額法
 - ②リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
- ①退職給付引当金一なし
 - ②賞与引当金一なし

2. 採用する退職給付制度

なし

3. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分

当拠点区分において作成する財務諸表等は以下のとおりになっている。

- (1) 幸生福祉会九十九園診療所拠点財務諸表(第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙4)
- (3) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3)

4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地				
建物				
合計				

5. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

6. 担保に供している資産

担保に供されている資産なし。

円

計

円

担保している債務の種類および金額なし。

円

計

円

財務諸表に対する注記

7. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益なし。

(単位:円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
合計			

8. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引なし。

(単位:円)

種類	法人等の名称	住所	資産総額	事業の内容 又は職業	議決権の所 有割合	関係内容		取引の 内容	取引金額	科目	期末残高
						役員 の 兼務等	事業上 の 関係				

取引条件及び取引条件の決定方針等

9. 重要な偶発債務

該当なし

10. 重要な後発事象

該当なし

11. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし